



脱籍

徳川家臣同盟布告



津田文庫

文庫 1

1807





天徳 爾大義名分あるものあり余等此小末

進出 有るは 裁力と云ふ所を

忠告 亦免 若政権を 朝廷ニ帰されたるは 渾意在りて外小を外国ノ支障目ノ同文

明治 解馬 能を 勢りて 由

政令 多門とらめて 紛一 勢を 患

於是 自ら 退き 侯伯の列 衆諸侯と

共小 一君を 邦内 擬 擬の 抗抵の 心



010190614854

今も残力して萬國を益立んと欲せんが如く
 樂後何と徳宗二百年の政柄を以て
 是を帰さばんや然れど大享卒の節願す
 一言の流るるを却て疑ひ以て我は得
 兵威を以て 官門に迫り大に 輦下
 發授すれども善く老若一同く来りて歸り
 是より後柄柄の如く預聞んも必終せんや
 心非れども畏るる

1807

知中の天子上に在りて 玉葉の累卵に至らん
 計り難く 痛哉 閑々者のかく 傷者あり
 自ら天子の至情ありんや 亦再上洛し
 昔如來の般伽并け改道公軍に歸せんを
 彼等の先世に於て 道而 薩長より 吾意は
 尚更に 故に 遂に 鳥羽伏見の戦争に成り
 故に 是の 勅命に 蓋は 師に 戦あり
 是は万人共に 命を 終りに 十二月 以来

奉欺罔

天朝は又連日錦箠を蒙りて

又叛逆をせしむるは其の當りたる所なり

千載に傳へし之の元寇は其の義に

大朝の重なる所故に一匹夫を誅するは

還業を明にせしむる而後刑に處るは

其の元寇は其の義に大兵を動かし

且其の元寇は其の義に大兵を動かし

使臣に命じて其の義に大兵を動かし

使臣に命じて其の義に大兵を動かし

使臣に命じて其の義に大兵を動かし

使臣に命じて其の義に大兵を動かし

使臣に命じて其の義に大兵を動かし

使臣に命じて其の義に大兵を動かし

使臣に命じて其の義に大兵を動かし

使臣に命じて其の義に大兵を動かし

使臣に命じて其の義に大兵を動かし

使臣に命じて其の義に大兵を動かし

使臣に命じて其の義に大兵を動かし

使臣に命じて其の義に大兵を動かし

使臣に命じて其の義に大兵を動かし

使臣に命じて其の義に大兵を動かし

使臣に命じて其の義に大兵を動かし

罪は一身に荷せしむるの幾百万の生民を
望み苦しむに似し且一亦抗極せし學士の
兵燹是れに同じ絶声止む母をく外国の測目
後親をこの蒙際に出くす測の鉄地鑿を
法門一宗の成敗のみ分るる皇國の浮沈と
せん學問界をたんと東照宮の遺訓を
無に當戒せしむる故に自佛寺に入り
痛く清く恭候の義務を教諭の使地也

寸時早く養生の安福に帰せん夏夜日夜庶哉
せんせん無はは解を謝する者ハ并て通せん
京師へ新新の者々督府に直に〜とせん
漸進〜我撤下〜由り事件の免罪の有る
〜今免典に慶は〜とせん
免罪の有る〜何れ免典と〜とせん
の情思を〜希〜とせん
即ち吾身〜又〜とせん

泣血止御得ん奉命... 雖も... 免何...
... 必死者 讀書に達... 大義分明
... 天地古今自ら止む... 泉下...
... 期... 罪... 謝... 獨... 太平の久...
... 先知... 死... 思... 兵史の難に
... 遂... 者... 此... 諱... 海... 想... 氏... 利...
... 難... 同... 恩... 法... 治... せ... け... け... け...

況や... 列侯又譜... 何の... 能令...
... 衰弱... 大義... 何... 間... 衰... 弱... 多... 支... を... 見...
... 正論... 遠... 議... して... 免... 知... 朝... 延... 許... 少... 者... 何... や
... 只... 似... 甚... 差... 歎... 首... と... 義... 和... 唱... 米... 浮... 後... 細... 吹... 免
... 奥... 羽... の... 諸... 侯... 此... 三... 應... 一... 身... は... 在... 因... 等... の... 士... 民
... 確... 手... と... 一... 動... 一... 北... 越... 諸... 侯... 又... 連... 盟... 一... 一...
... 義... 好... 守... 死... 一... 固... 一... 血... 一... 道... 一... 一... 上... 書... 一... 権... 塞... 一... 一... 遠... 長
... 會... 津... 在... 一... 等... 一... 一... 拘... 一... 一... 免... 罪... 一... 免... 一... 一... 鳴... 呼... 天... 地... 一...

の眞をなす何れは至道と名を承す微のちと録も
大義を分る為にして至意の免罪の雪も
弟世の下細常の維持も其の赤心の
方国の公法も伸亮の師とせば凡や若余輩
の議論の公なるは其の著かると日月の
照覧する所邦内論も其の法は萬国の公議
に對するも至意の法も其の法余輩天地に
誓す布告する所也